

令和7年度 設計業務等標準積算基準書 現行改定対照表

掲 載 頁	現 行 基 準(令和7年10月1日)	改 定(令和8年4月1日)	備 考																														
<p>参1-2-5</p>	<p style="text-align: center;">第2章 積算基準 (参考資料)</p> <p>1-3-2 旅費交通費の率を用いた積算 (宿泊、滞在を伴う業務の場合)</p> <p>(1) 旅費交通費の率を用いた積算 「測量業務、地質調査業務、土木設計業務、調査、計画業務」については、以下の計算式により算出された額を旅費交通費として積算する。なお、率を適用する区分は積算基準書に準拠する。</p> <p>旅費交通費(千円)＝直接人件費(地質調査業務において直接調査費) (千円)×旅費交通費率</p> <p>往復旅行時間にかかる直接人件費は含まれていないため、別途計上する。 同一業務の中で、複数区分の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。</p> <table border="1" data-bbox="280 550 965 667"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>旅費交通費</th> <th>旅費交通費の上限(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測 量 業 務</td> <td>直 接 人 件 費 の 0 . 8 3 %</td> <td>313</td> </tr> <tr> <td>地 質 調 査 業 務</td> <td>直 接 調 査 費 の 1 . 6 0 %</td> <td>765</td> </tr> <tr> <td>土 木 設 計 業 務</td> <td>直 接 人 件 費 の 1 . 3 3 %</td> <td>307</td> </tr> <tr> <td>調 査 、 計 画 業 務</td> <td>直 接 人 件 費 の 2 . 5 9 %</td> <td>904</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 測量業務における旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議に係る費用を含んでいる。現地作業での連絡車(ライトバン)運転に係る機械経費及び材料費は測量業務標準歩掛の機械経費率等に含まれているため、別途計上しない。 2. 地質調査業務における旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議、現地作業(現地踏査等含む)に係る費用を含んでいる。 3. 土木設計業務、調査、計画業務における旅費交通費の率は、打合せ(照査報告、点検報告、流量観測結果報告含む)、関係機関協議、現地作業(現地踏査、点検等含む)に係る費用を含んでいる。 4. 第2編地質調査業務 第2節機械ボーリング(土質ボーリング・岩盤ボーリング)における「2-7解析業務等調査業務」の「解析等調査業務費分(諸経費「設計」)」については、旅費交通費は計上しない。 5. 旅費交通費の算出にあたっては、直接人件費(地質調査業務においては直接調査費)は千円単位(小数点以下切り捨て)とし、算出された旅費交通費(千円)は千円未満を切り捨てる(小数点以下切り捨て)ものとする。 6. 測量業務の直接人件費は、第1編測量業務における「1-7電子成果品作成費(注)1」を準用するものとする。</p> <p>(2) 率を用いた場合の宿泊料・旅行諸雑費・食卓料の計算 宿泊料、旅行諸雑費、食卓料については、1-3-3(2)のとおりとする。</p> <p>(3) 往復旅行時間にかかる直接人件費 往復旅行時間にかかる直接人件費が必要な場合は、上記(1)、(2)には含まれていないため、別途計上すること。その場合は、1-3-3に基づく。なお、往復旅行時間にかかる直接人件費を計上する場合は、その旨特記仕様書等に明示するものとする。</p> <p style="text-align: center;">参1-2-5</p>	区分	旅費交通費	旅費交通費の上限(千円)	測 量 業 務	直 接 人 件 費 の 0 . 8 3 %	313	地 質 調 査 業 務	直 接 調 査 費 の 1 . 6 0 %	765	土 木 設 計 業 務	直 接 人 件 費 の 1 . 3 3 %	307	調 査 、 計 画 業 務	直 接 人 件 費 の 2 . 5 9 %	904	<p style="text-align: center;">【新基準】</p> <p style="text-align: center;">[令和8年4月1日以降適用] 令和7年度 設計業務等標準積算基準書 (参考資料) 第2章 積算基準 (参考資料)</p> <p style="text-align: center;">第2章 積算基準 (参考資料) 1-3 旅費交通費</p> <p>1-3-2 旅費交通費の率を用いた積算 (宿泊、滞在を伴う業務の場合)</p> <p>(1) 旅費交通費の率を用いた積算 「測量業務、地質調査業務、土木設計業務、調査、計画業務」については、以下の計算式により算出された額を旅費交通費として積算する。なお、率を適用する区分は積算基準書に準拠する。</p> <p>旅費交通費(千円)＝直接人件費(地質調査業務において直接調査費) (千円)×旅費交通費率</p> <p>往復旅行時間にかかる直接人件費は含まれていないため、別途計上する。 同一業務の中で、複数区分の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。</p> <table border="1" data-bbox="1171 550 1856 667"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>旅費交通費</th> <th>旅費交通費の上限(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測 量 業 務</td> <td>直 接 人 件 費 の 0 . 8 3 %</td> <td>313</td> </tr> <tr> <td>地 質 調 査 業 務</td> <td>直 接 調 査 費 の 1 . 6 0 %</td> <td>765</td> </tr> <tr> <td>土 木 設 計 業 務</td> <td>直 接 人 件 費 の 1 . 3 3 %</td> <td>307</td> </tr> <tr> <td>調 査 、 計 画 業 務</td> <td>直 接 人 件 費 の 2 . 5 9 %</td> <td>904</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 測量業務における旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議に係る費用を含んでいる。現地作業での連絡車(ライトバン)運転に係る機械経費及び材料費は測量業務標準歩掛の機械経費率等に含まれているため、別途計上しない。 2. 地質調査業務における旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議、現地作業(現地踏査等含む)に係る費用を含んでいる。 3. 土木設計業務、調査、計画業務における旅費交通費の率は、打合せ(照査報告、点検報告、流量観測結果報告含む)、関係機関協議、現地作業(現地踏査、点検等含む)に係る費用を含んでいる。 4. 第2編地質調査業務 第2節機械ボーリング(土質ボーリング・岩盤ボーリング)における「2-7解析業務等調査業務」の「解析等調査業務費分(諸経費「設計」)」については、旅費交通費は計上しない。 5. 旅費交通費の算出にあたっては、直接人件費(地質調査業務においては直接調査費)は千円単位(小数点以下切り捨て)とし、算出された旅費交通費(千円)は千円未満を切り捨てる(小数点以下切り捨て)ものとする。 6. 測量業務の直接人件費は、第1編測量業務における「1-7電子成果品作成費(注)1」を準用するものとする。</p> <p>(2) 率を用いた場合の宿泊費・宿泊手当・旅行諸雑費の計算 宿泊費、宿泊手当、旅行諸雑費については、1-3-3(2)のとおりとする。</p> <p>(3) 往復旅行時間にかかる直接人件費 往復旅行時間にかかる直接人件費が必要な場合は、上記(1)、(2)には含まれていないため、別途計上すること。その場合は、1-3-3に基づく。なお、往復旅行時間にかかる直接人件費を計上する場合は、その旨特記仕様書等に明示するものとする。</p> <p style="text-align: center;">参1-2-5</p>	区分	旅費交通費	旅費交通費の上限(千円)	測 量 業 務	直 接 人 件 費 の 0 . 8 3 %	313	地 質 調 査 業 務	直 接 調 査 費 の 1 . 6 0 %	765	土 木 設 計 業 務	直 接 人 件 費 の 1 . 3 3 %	307	調 査 、 計 画 業 務	直 接 人 件 費 の 2 . 5 9 %	904	
区分	旅費交通費	旅費交通費の上限(千円)																															
測 量 業 務	直 接 人 件 費 の 0 . 8 3 %	313																															
地 質 調 査 業 務	直 接 調 査 費 の 1 . 6 0 %	765																															
土 木 設 計 業 務	直 接 人 件 費 の 1 . 3 3 %	307																															
調 査 、 計 画 業 務	直 接 人 件 費 の 2 . 5 9 %	904																															
区分	旅費交通費	旅費交通費の上限(千円)																															
測 量 業 務	直 接 人 件 費 の 0 . 8 3 %	313																															
地 質 調 査 業 務	直 接 調 査 費 の 1 . 6 0 %	765																															
土 木 設 計 業 務	直 接 人 件 費 の 1 . 3 3 %	307																															
調 査 、 計 画 業 務	直 接 人 件 費 の 2 . 5 9 %	904																															

令和7年度 設計業務等標準積算基準書 現行改定対照表

掲載頁	現行基準(令和7年10月1日)	改定(令和8年4月1日)	備考																																																																
<p>参1-2-6</p>	<p>第1編 総則</p> <p>1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算</p> <p>(1) 通勤及び宿泊・滞在の区分</p> <p>1) 通勤可能な目安は、積算上の基地から現地までの片道距離が30km程度（高速道路等を利用する場合は片道距離60km程度）もしくは片道所要時間1時間程度とする。ここでいう積算上の基地とは、原則として指名業者のうち、現地に最も近い本支店等が所在する市役所等とする。なお、随意契約の場合は、特定された業者が所在する市役所等とする。</p> <p>なお、本支店等とは参加表明書等に記載されている本支店等を指し、市役所等とは市役所、町・村役場とし、特別区の場合は区役所を指す。</p> <p>現地での作業を伴う業務は連絡車（ライトバン）運転、その他の業務については公共交通機関を利用するものとして積算する。</p> <p>地質調査業務及び土木設計業務及び調査、計画業務における旅費交通費は別途計上する。なお、測量業務においては、連絡車（ライトバン）運転にかかる機械経費及び材料費は測量業務標準歩掛の機械経費率等に含まれているため、別途計上しない。</p> <p style="text-align: center;">連絡車（ライトバン）運転にかかる機械経費及び材料費 1日当り単価表</p> <table border="1" data-bbox="259 651 972 759"> <thead> <tr> <th>S5599</th> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>単価</th> <th>金額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>ガソリン</td> <td>レギュラー</td> <td>L</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2.7L/h×○h</td> </tr> <tr> <td></td> <td>損料</td> <td>ライトバン 1.5L</td> <td>h</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>運転時間当り損料</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>日</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>供用日当り損料</td> </tr> </tbody> </table> <p>連絡車（ライトバン）運転にかかる運転労務費は計上しない。また、高速道路等の料金は別途計上すること。</p> <p>2) 空中写真測量及び航空レーザ測量の場合は、撮影士及び撮影助手の往復交通費は、本拠飛行場から本拠飛行場に最も近い本支店等が所在する市役所までとする。なお、操縦士及び整備士の往復交通費については計上しない。</p> <p>3) 往復旅行時間にかかる直接人件費を計上する場合は、その旨特記仕様書等に明示するものとする。</p> <p>4) 上記1)の範囲を超え、現地に滞在して業務を実施する必要がある場合は、各所管の「旅費取扱規則」及び「日額旅費支給規則」によるものとする。</p> <p>なお、測量業務においては、滞在地から現地までのライトバン運転にかかる機械経費及び材料費は、測量業務標準歩掛の機械経費率に含まれているため、別途計上しない。</p> <p style="text-align: center;">参1-2-6</p>	S5599	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		ガソリン	レギュラー	L				2.7L/h×○h		損料	ライトバン 1.5L	h				運転時間当り損料		〃	〃	日	1			供用日当り損料	<p style="text-align: center;">【新基準】</p> <p style="text-align: center;">[令和8年4月1日以降適用] 令和7年度 設計業務等標準積算基準書 (参考資料) 第2章 積算基準 (参考資料) 1-3 旅費交通費</p> <p>第1編 総則</p> <p>1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算</p> <p>(1) 通勤及び宿泊・滞在の区分</p> <p>1) 通勤可能な目安は、積算上の基地から現地までの片道距離が30km程度（高速道路等を利用する場合は片道距離60km程度）もしくは片道所要時間1時間程度とする。ここでいう積算上の基地とは、原則として指名業者のうち、現地に最も近い本支店等が所在する市役所等とする。なお、随意契約の場合は、特定された業者が所在する市役所等とする。</p> <p>なお、本支店等とは参加表明書等に記載されている本支店等を指し、市役所等とは市役所、町・村役場とし、特別区の場合は区役所を指す。</p> <p>現地での作業を伴う業務は連絡車（ライトバン）運転、その他の業務については公共交通機関を利用するものとして積算する。</p> <p>地質調査業務及び土木設計業務及び調査、計画業務における旅費交通費は別途計上する。なお、測量業務においては、連絡車（ライトバン）運転にかかる機械経費及び材料費は測量業務標準歩掛の機械経費率等に含まれているため、別途計上しない。</p> <p style="text-align: center;">連絡車（ライトバン）運転にかかる機械経費及び材料費 1日当り単価表</p> <table border="1" data-bbox="1144 679 1812 788"> <thead> <tr> <th>S5599</th> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>単価</th> <th>金額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>ガソリン</td> <td>レギュラー</td> <td>L</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2.7L/h×○h</td> </tr> <tr> <td></td> <td>損料</td> <td>ライトバン 1.5L</td> <td>h</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>運転時間当り損料</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>日</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>供用日当り損料</td> </tr> </tbody> </table> <p>連絡車（ライトバン）運転にかかる運転労務費は計上しない。また、高速道路等の料金は別途計上すること。</p> <p>2) 空中写真測量及び航空レーザ測量の場合は、撮影士及び撮影助手の往復交通費は、本拠飛行場から本拠飛行場に最も近い本支店等が所在する市役所までとする。なお、操縦士及び整備士の往復交通費については計上しない。</p> <p>3) 往復旅行時間にかかる直接人件費を計上する場合は、その旨特記仕様書等に明示するものとする。</p> <p>4) 上記1)の範囲を超え、現地に滞在して業務を実施する必要がある場合は、「鹿児島県職員等の旅費に関する条例」（昭和26年度鹿児島県条例第26号）によるものとする。</p> <p>なお、測量業務においては、滞在地から現地までのライトバン運転にかかる機械経費及び材料費は、測量業務標準歩掛の機械経費率に含まれているため、別途計上しない。</p> <p style="text-align: center;">参1-2-6</p>	S5599	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		ガソリン	レギュラー	L				2.7L/h×○h		損料	ライトバン 1.5L	h				運転時間当り損料		〃	〃	日	1			供用日当り損料	
S5599	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要																																																												
	ガソリン	レギュラー	L				2.7L/h×○h																																																												
	損料	ライトバン 1.5L	h				運転時間当り損料																																																												
	〃	〃	日	1			供用日当り損料																																																												
S5599	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要																																																												
	ガソリン	レギュラー	L				2.7L/h×○h																																																												
	損料	ライトバン 1.5L	h				運転時間当り損料																																																												
	〃	〃	日	1			供用日当り損料																																																												

令和7年度 設計業務等標準積算基準書 現行改定対照表

掲 載 頁	現 行 基 準(令和7年10月1日)	改 定(令和8年4月1日)	備 考																																																																
<p>参1-2-7</p>	<p style="text-align: right;">第2章 積算基準(参考資料)</p> <p>(2) 旅費交通費の扱い</p> <p>1) 交通費 積算上の基地から現地までの間に公共交通機関及び経路が複数ある場合、一般的に考えられる経路の中から最も経済的な経路により積算するものとする。ただし、これにより難い場合は別途考慮する。 なお、各旅客運賃は消費税相当額を除いて計上(小数点以下切り捨て)するものとする。</p> <p>1)-1 鉄道運賃 ①特急列車を運行している区間については、片道100km以上(乗車可能区間)であれば、特急料金及び指定席料金を計上し、往復割引等が適用可能な区間においてはこれを適用する。 ②急行列車を運行している区間については、片道50km以上(乗車可能区間)であれば、急行料金を計上する。</p> <p>1)-2 船運賃 運賃等級が区分されている場合は上級運賃(同一階級内で更に区分されている場合は最下級運賃)を適用し、往復割引等が適用可能な航路においてはこれを適用する。 なお、船中泊となる航路においては、食卓料を別途計上するものとする。</p> <p>1)-3 航空運賃 往復割引適用運賃とする。</p> <p>1)-4 車賃 バス等運賃として、1kmにつき33円とする。</p> <p>2) 宿泊料 現地に滞在して業務を行う場合で、編成人員・外業延所要日数・宿泊日数に応じて計上する。 なお、滞在日数が30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の1、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額を、当該宿泊料の定額から減じた宿泊料により積算するものとする。</p> <p>3) 旅行諸雑費 旅行日数(移動日+滞在日)に応じて、1日につき181円とする。</p> <p>4) 変更の取り扱い 設計数量の変更及び委託業務項目の追加・廃止等に伴い、編成人員や所要日数(宿泊日数)に変更が生じた場合は、旅費交通費を変更するものとする。ただし、交通費については業務実施箇所の変更等がない限り、原則、設計変更の対象としないものとする。</p> <table border="1" data-bbox="331 1023 904 1244"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>種 別</th> <th>単 位</th> <th>計上額(円)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">交通費</td> <td>鉄道・船・航空運賃</td> <td>区間</td> <td>各交通機関運賃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車 賃</td> <td>km</td> <td>33</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">宿泊料</td> <td>30日未満</td> <td rowspan="3">夜</td> <td>9,818</td> <td>乙地適用</td> </tr> <tr> <td>30日以上60日未満</td> <td>8,836</td> <td>1/10調整額</td> </tr> <tr> <td>60日以上</td> <td>7,854</td> <td>2/10調整額</td> </tr> <tr> <td>旅行諸雑費</td> <td></td> <td>日</td> <td>181</td> <td>県内旅行</td> </tr> <tr> <td>食卓料</td> <td></td> <td>夜</td> <td>2,181</td> <td>船中泊の場合のみ計上</td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 全職種に適用。 2. 表中の金額については、税抜き価格を記載している。</p> <p style="text-align: center;">参1-2-7</p>	区 分	種 別	単 位	計上額(円)	備 考	交通費	鉄道・船・航空運賃	区間	各交通機関運賃		車 賃	km	33		宿泊料	30日未満	夜	9,818	乙地適用	30日以上60日未満	8,836	1/10調整額	60日以上	7,854	2/10調整額	旅行諸雑費		日	181	県内旅行	食卓料		夜	2,181	船中泊の場合のみ計上	<p style="text-align: center;">【新基準】</p> <p>[令和8年4月1日以降適用] 令和7年度 設計業務等標準積算基準書(参考資料) 第2章 積算基準(参考資料) 1-3 旅費交通費</p> <p>(2) 旅費交通費の扱い</p> <p>1) 交通費 積算上の基地から現地までの間に公共交通機関及び経路が複数ある場合、一般的に考えられる経路の中から最も経済的な経路により積算するものとする。ただし、これにより難い場合は別途考慮する。 なお、各旅客運賃は消費税相当額を除いて計上(小数点以下切り捨て)するものとする。</p> <p>1)-1 鉄道運賃 鉄道を利用する移動に要した費用として、各交通機関の定めた運賃、急行料金、寝台料金、座席指定料の合計額を計上する。なお、等級が区分されている場合は、最下級の料金を適用する。</p> <p>1)-2 船運賃 運賃等級が区分されている場合は上級運賃(同一階級内で更に区分されている場合は最下級運賃)を適用し、往復割引等が適用可能な航路においてはこれを適用する。 なお、船中泊となる航路においては、宿泊手当を別途計上するものとする。</p> <p>1)-3 航空運賃 往復割引適用運賃とする。</p> <p>1)-4 その他の交通費 各交通機関運賃とする。</p> <p>2) 宿泊費 現地に滞在して業務を行う場合で、編成人員・外業延所要日数・宿泊日数に応じて計上する。 宿泊費は旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は鹿児島県職員等の旅費に関する条例(以下、「旅費条例」という)で定める額(宿泊費上限額)と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。なお、旅費条例により宿泊費上限額は10,000円とする。</p> <p>3) 宿泊手当 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、一夜当たり2,181円を計上する。但し、宿泊費に夕朝食代を含む場合は減額調整する。</p> <p>4) 旅行諸雑費 旅行日数(移動日+滞在日)に応じて、1日につき181円とする。</p> <p>5) 変更の取り扱い 設計数量の変更及び委託業務項目の追加・廃止等に伴い、編成人員や所要日数(宿泊日数)に変更が生じた場合は、旅費交通費を変更するものとする。ただし、交通費については業務実施箇所の変更等がない限り、原則、設計変更の対象としないものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1227 1072 1859 1331"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>計上額(円)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">交通費</td> <td>鉄道・船・航空運賃</td> <td>区間</td> <td>各交通機関運賃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の交通費</td> <td>区間</td> <td>各交通機関運賃</td> <td>実費を支給</td> </tr> <tr> <td>宿泊費</td> <td></td> <td>夜</td> <td>(上限額) 10,000</td> <td>実費を支給</td> </tr> <tr> <td>宿泊手当</td> <td></td> <td>夜</td> <td>(上限額) 2,181</td> <td></td> </tr> <tr> <td>旅行諸雑費</td> <td></td> <td>日</td> <td>181</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 全職種に適用。 2. 表中の金額については、税抜き価格を記載している。</p> <p style="text-align: center;">参1-2-7</p>	区分	種別	単位	計上額(円)	備考	交通費	鉄道・船・航空運賃	区間	各交通機関運賃		その他の交通費	区間	各交通機関運賃	実費を支給	宿泊費		夜	(上限額) 10,000	実費を支給	宿泊手当		夜	(上限額) 2,181		旅行諸雑費		日	181		
区 分	種 別	単 位	計上額(円)	備 考																																																															
交通費	鉄道・船・航空運賃	区間	各交通機関運賃																																																																
	車 賃	km	33																																																																
宿泊料	30日未満	夜	9,818	乙地適用																																																															
	30日以上60日未満		8,836	1/10調整額																																																															
	60日以上		7,854	2/10調整額																																																															
旅行諸雑費		日	181	県内旅行																																																															
食卓料		夜	2,181	船中泊の場合のみ計上																																																															
区分	種別	単位	計上額(円)	備考																																																															
交通費	鉄道・船・航空運賃	区間	各交通機関運賃																																																																
	その他の交通費	区間	各交通機関運賃	実費を支給																																																															
宿泊費		夜	(上限額) 10,000	実費を支給																																																															
宿泊手当		夜	(上限額) 2,181																																																																
旅行諸雑費		日	181																																																																

令和7年度 設計業務等標準積算基準書 現行改定対照表

掲 載 頁	現 行 基 準(令和7年10月1日)	改 定(令和8年4月1日)	備 考																																																																																																																																																																																										
<p>参1-2-8</p>	<p>第1編 総則</p> <p>(3) 旅費交通費の構成 (鹿児島県職員等の旅費に関する条例による場合)</p> <p>旅費交通費=交通費+宿泊料+旅行諸雑費+食卓料</p> <p>旅費交通費は上式で、必要な費用について計上するものとする。 ※ 往復旅行時間にかかる直接人件費を計上する場合は、その旨特記仕様書等に明記するものとする。</p> <p>(4) 旅費交通費等の積算例 (滞在時)</p> <p>1) 普通旅費</p> <p>1) -1 積算条件 業務内容 : 測量業務 滞 在 地 : 県内 積算上の基地～現地までの距離 : 190km (工 程)</p> <table border="1" data-bbox="389 683 913 820"> <tr> <th rowspan="2">職種区分</th> <th rowspan="2">編成(人)</th> <th rowspan="2">外業延所要日数</th> <th colspan="3">宿 泊 日 数</th> <th colspan="2">旅 行 (日)</th> </tr> <tr> <th>泊</th> <th>泊</th> <th>泊</th> <th>(往)</th> <th>(復)</th> </tr> <tr> <td>測量技師</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>0.5</td> <td>1.0</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>測量技師補</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>測量助手</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>移動日数 0.5日+0.5日=1.0日 (往路)(復路)</p> <p>1) -2 交通費 (消費税10%の場合)</p> <p>鉄道運賃(片道) 普通運賃 3,300円 × $\frac{100}{110}$ = 3,000円</p> <p>特急料金 2,200円 × $\frac{100}{110}$ = 2,000円</p> <p style="text-align: right;">計 5,000円</p> <p>1) -3 旅費交通費</p> <p style="text-align: center;">普通旅費相当分</p> <table border="1" data-bbox="344 1059 851 1174"> <tr> <td></td> <td>交通費×往復</td> <td>+</td> <td>宿泊料×日数</td> <td>+</td> <td>旅行諸雑費×日数</td> <td>=</td> <td></td> </tr> <tr> <td>測量技師</td> <td>5,000 × 2</td> <td>+</td> <td>9,813 × 3</td> <td>+</td> <td>181 × 4</td> <td>=</td> <td>40,178円</td> </tr> <tr> <td>測量技師補</td> <td>5,000 × 2</td> <td>+</td> <td>9,813 × 3</td> <td>+</td> <td>181 × 4</td> <td>=</td> <td>40,178円</td> </tr> <tr> <td>測量助手</td> <td>5,000 × 2</td> <td>+</td> <td>9,813 × 3</td> <td>+</td> <td>181 × 4</td> <td>=</td> <td>40,178円</td> </tr> <tr> <td>旅費交通費計</td> <td>40,178</td> <td>+</td> <td>40,178 × 2</td> <td>+</td> <td>40,178 × 2</td> <td>=</td> <td>200,890円</td> </tr> </table> <p>1) -4 往復時間にかかる直接人件費 (参考) (技術者単価は、令和3年度単価を用いている)</p> <table border="1" data-bbox="344 1235 663 1321"> <tr> <th>基準日額</th> <th>移動日数</th> <th></th> </tr> <tr> <td>測量技師</td> <td>40,000 × 1</td> <td>= 40,000円</td> </tr> <tr> <td>測量技師補</td> <td>30,700 × 1</td> <td>= 30,700円</td> </tr> <tr> <td>測量助手</td> <td>29,600 × 1</td> <td>= 29,600円</td> </tr> </table> <p>往復旅行時間にかかる直接人件費計 = 40,000 + 30,700 × 2 + 29,600 × 2 = 160,600円 (各業務構成費目の直接人件費にて別途計上する。)</p> <p style="text-align: center;">参1-2-8</p>	職種区分	編成(人)	外業延所要日数	宿 泊 日 数			旅 行 (日)		泊	泊	泊	(往)	(復)	測量技師	1	3	3	0.5	1.0	0.5	0.5	測量技師補	2	3	3	日	日	日	日	測量助手	2	3	3						交通費×往復	+	宿泊料×日数	+	旅行諸雑費×日数	=		測量技師	5,000 × 2	+	9,813 × 3	+	181 × 4	=	40,178円	測量技師補	5,000 × 2	+	9,813 × 3	+	181 × 4	=	40,178円	測量助手	5,000 × 2	+	9,813 × 3	+	181 × 4	=	40,178円	旅費交通費計	40,178	+	40,178 × 2	+	40,178 × 2	=	200,890円	基準日額	移動日数		測量技師	40,000 × 1	= 40,000円	測量技師補	30,700 × 1	= 30,700円	測量助手	29,600 × 1	= 29,600円	<p style="text-align: center;">【新基準】</p> <p style="text-align: center;">[令和8年4月1日以降適用] 令和7年度 設計業務等標準積算基準書 (参考資料) 第2章 積算基準 (参考資料) 1-3 旅費交通費</p> <p>第1編 総則</p> <p>(3) 旅費交通費の構成 (旅費条例による場合)</p> <p>旅費交通費= 交通費+宿泊費+宿泊手当+旅行諸雑費</p> <p>旅費交通費は上式で、必要な費用について計上するものとする。 ※ 往復旅行時間にかかる直接人件費を計上する場合は、その旨特記仕様書等に明記するものとする。</p> <p>(4) 当初設計における旅費交通費等の算出例 (滞在時)</p> <p>1) 普通旅費</p> <p>1) -1 積算条件 業務内容 : 測量業務 滞 在 地 : 県内 積算上の基地～現地までの距離 : 190km (工 程)</p> <table border="1" data-bbox="1263 705 1778 836"> <tr> <th rowspan="2">職種区分</th> <th rowspan="2">編成(人)</th> <th rowspan="2">外業延所要日数</th> <th colspan="3">宿 泊 日 数</th> <th colspan="2">旅 行 (日)</th> </tr> <tr> <th>泊</th> <th>泊</th> <th>泊</th> <th>(往)</th> <th>(復)</th> </tr> <tr> <td>測量技師</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>0.5</td> <td>1.0</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>測量技師補</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>測量助手</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>移動日数 0.5日+0.5日=1.0日 (往路)(復路)</p> <p>1) -2 交通費 (消費税10%の場合)</p> <p>鉄道運賃(片道) 普通運賃 3,300円 × $\frac{100}{110}$ = 3,000円</p> <p>特急料金 2,200円 × $\frac{100}{110}$ = 2,000円</p> <p style="text-align: right;">計 5,000円</p> <p>1) -3 旅費交通費</p> <p style="text-align: center;">普通旅費相当分</p> <table border="1" data-bbox="1218 1066 1827 1174"> <tr> <td></td> <td>交通費×往復</td> <td>+</td> <td>宿泊費×日数</td> <td>+</td> <td>宿泊手当×日数</td> <td>+</td> <td>旅行諸雑費×日数</td> <td>=</td> <td></td> </tr> <tr> <td>測量技師</td> <td>5,000 × 2</td> <td>+</td> <td>10,000 × 3</td> <td>+</td> <td>2,181 × 3</td> <td>+</td> <td>181 × 4</td> <td>=</td> <td>47,267</td> </tr> <tr> <td>測量技師補</td> <td>5,000 × 2</td> <td>+</td> <td>10,000 × 3</td> <td>+</td> <td>2,181 × 3</td> <td>+</td> <td>181 × 4</td> <td>=</td> <td>47,267</td> </tr> <tr> <td>測量助手</td> <td>5,000 × 2</td> <td>+</td> <td>10,000 × 3</td> <td>+</td> <td>2,181 × 3</td> <td>+</td> <td>181 × 4</td> <td>=</td> <td>47,267</td> </tr> <tr> <td>旅費交通費計</td> <td>47,267</td> <td>+</td> <td>47,267 × 2</td> <td>+</td> <td>47,267 × 2</td> <td>=</td> <td>236,335円</td> </tr> </table> <p>1) -4 往復時間にかかる直接人件費 (参考) (技術者単価は、令和3年度単価を用いている)</p> <table border="1" data-bbox="1218 1235 1536 1321"> <tr> <th>基準日額</th> <th>移動日数</th> <th></th> </tr> <tr> <td>測量技師</td> <td>40,000 × 1</td> <td>= 40,000円</td> </tr> <tr> <td>測量技師補</td> <td>30,700 × 1</td> <td>= 30,700円</td> </tr> <tr> <td>測量助手</td> <td>29,600 × 1</td> <td>= 29,600円</td> </tr> </table> <p>往復旅行時間にかかる直接人件費計 = 40,000 + 30,700 × 2 + 29,600 × 2 = 160,600円 (各業務構成費目の直接人件費にて別途計上する。)</p> <p style="text-align: center;">参1-2-8</p>	職種区分	編成(人)	外業延所要日数	宿 泊 日 数			旅 行 (日)		泊	泊	泊	(往)	(復)	測量技師	1	3	3	0.5	1.0	0.5	0.5	測量技師補	2	3	3	日	日	日	日	測量助手	2	3	3						交通費×往復	+	宿泊費×日数	+	宿泊手当×日数	+	旅行諸雑費×日数	=		測量技師	5,000 × 2	+	10,000 × 3	+	2,181 × 3	+	181 × 4	=	47,267	測量技師補	5,000 × 2	+	10,000 × 3	+	2,181 × 3	+	181 × 4	=	47,267	測量助手	5,000 × 2	+	10,000 × 3	+	2,181 × 3	+	181 × 4	=	47,267	旅費交通費計	47,267	+	47,267 × 2	+	47,267 × 2	=	236,335円	基準日額	移動日数		測量技師	40,000 × 1	= 40,000円	測量技師補	30,700 × 1	= 30,700円	測量助手	29,600 × 1	= 29,600円	
職種区分	編成(人)				外業延所要日数	宿 泊 日 数			旅 行 (日)																																																																																																																																																																																				
		泊	泊	泊		(往)	(復)																																																																																																																																																																																						
測量技師	1	3	3	0.5	1.0	0.5	0.5																																																																																																																																																																																						
測量技師補	2	3	3	日	日	日	日																																																																																																																																																																																						
測量助手	2	3	3																																																																																																																																																																																										
	交通費×往復	+	宿泊料×日数	+	旅行諸雑費×日数	=																																																																																																																																																																																							
測量技師	5,000 × 2	+	9,813 × 3	+	181 × 4	=	40,178円																																																																																																																																																																																						
測量技師補	5,000 × 2	+	9,813 × 3	+	181 × 4	=	40,178円																																																																																																																																																																																						
測量助手	5,000 × 2	+	9,813 × 3	+	181 × 4	=	40,178円																																																																																																																																																																																						
旅費交通費計	40,178	+	40,178 × 2	+	40,178 × 2	=	200,890円																																																																																																																																																																																						
基準日額	移動日数																																																																																																																																																																																												
測量技師	40,000 × 1	= 40,000円																																																																																																																																																																																											
測量技師補	30,700 × 1	= 30,700円																																																																																																																																																																																											
測量助手	29,600 × 1	= 29,600円																																																																																																																																																																																											
職種区分	編成(人)	外業延所要日数	宿 泊 日 数			旅 行 (日)																																																																																																																																																																																							
			泊	泊	泊	(往)	(復)																																																																																																																																																																																						
測量技師	1	3	3	0.5	1.0	0.5	0.5																																																																																																																																																																																						
測量技師補	2	3	3	日	日	日	日																																																																																																																																																																																						
測量助手	2	3	3																																																																																																																																																																																										
	交通費×往復	+	宿泊費×日数	+	宿泊手当×日数	+	旅行諸雑費×日数	=																																																																																																																																																																																					
測量技師	5,000 × 2	+	10,000 × 3	+	2,181 × 3	+	181 × 4	=	47,267																																																																																																																																																																																				
測量技師補	5,000 × 2	+	10,000 × 3	+	2,181 × 3	+	181 × 4	=	47,267																																																																																																																																																																																				
測量助手	5,000 × 2	+	10,000 × 3	+	2,181 × 3	+	181 × 4	=	47,267																																																																																																																																																																																				
旅費交通費計	47,267	+	47,267 × 2	+	47,267 × 2	=	236,335円																																																																																																																																																																																						
基準日額	移動日数																																																																																																																																																																																												
測量技師	40,000 × 1	= 40,000円																																																																																																																																																																																											
測量技師補	30,700 × 1	= 30,700円																																																																																																																																																																																											
測量助手	29,600 × 1	= 29,600円																																																																																																																																																																																											